

法

141

非
新
貨
幣
法

301043-000-1

法-141

非新貨幣法

田口 卯吉 / 著


M30.3

BDF-0007

|||||

法

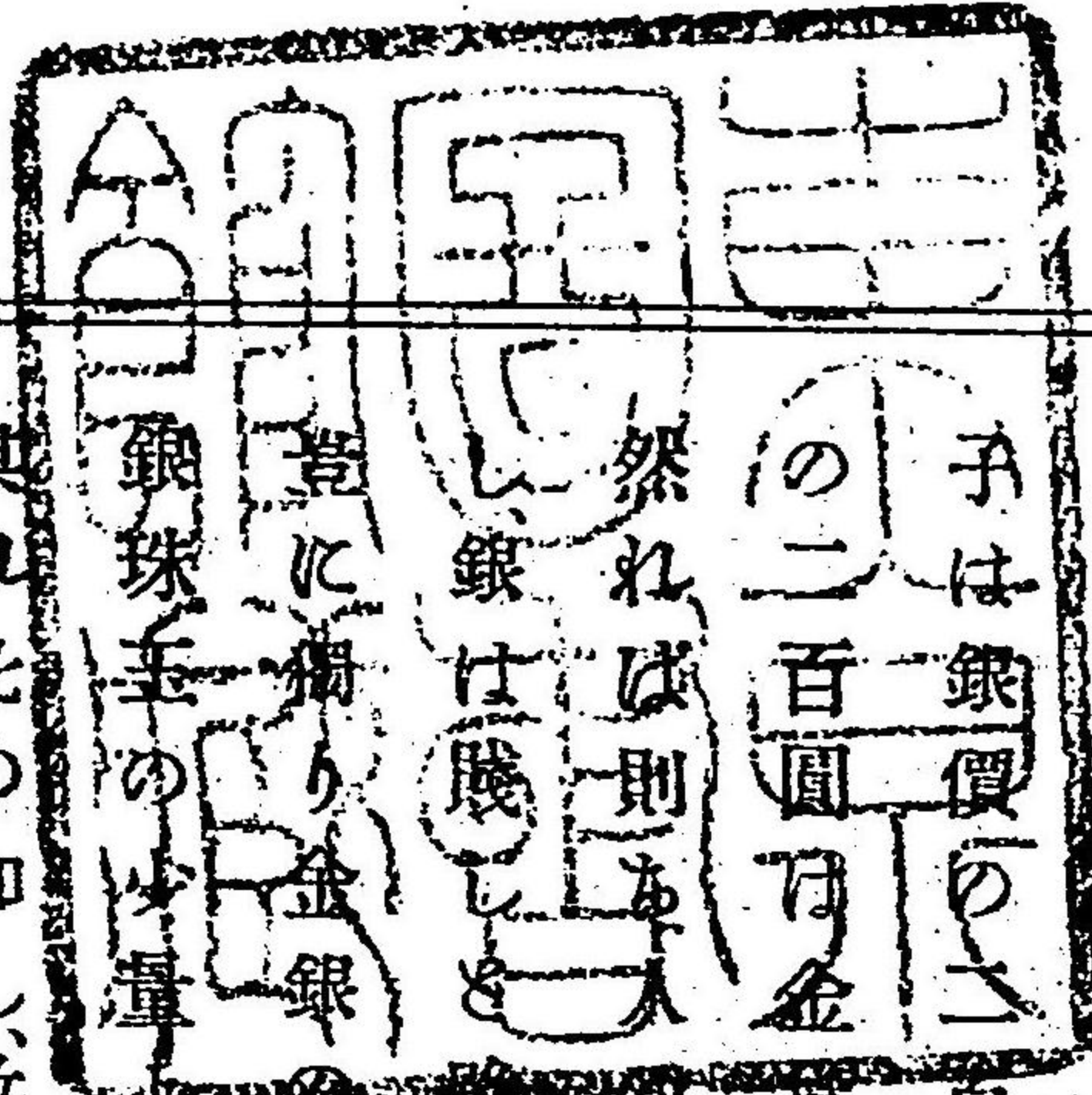
141



非新貨幣法

金銀の優劣

田口卯吉

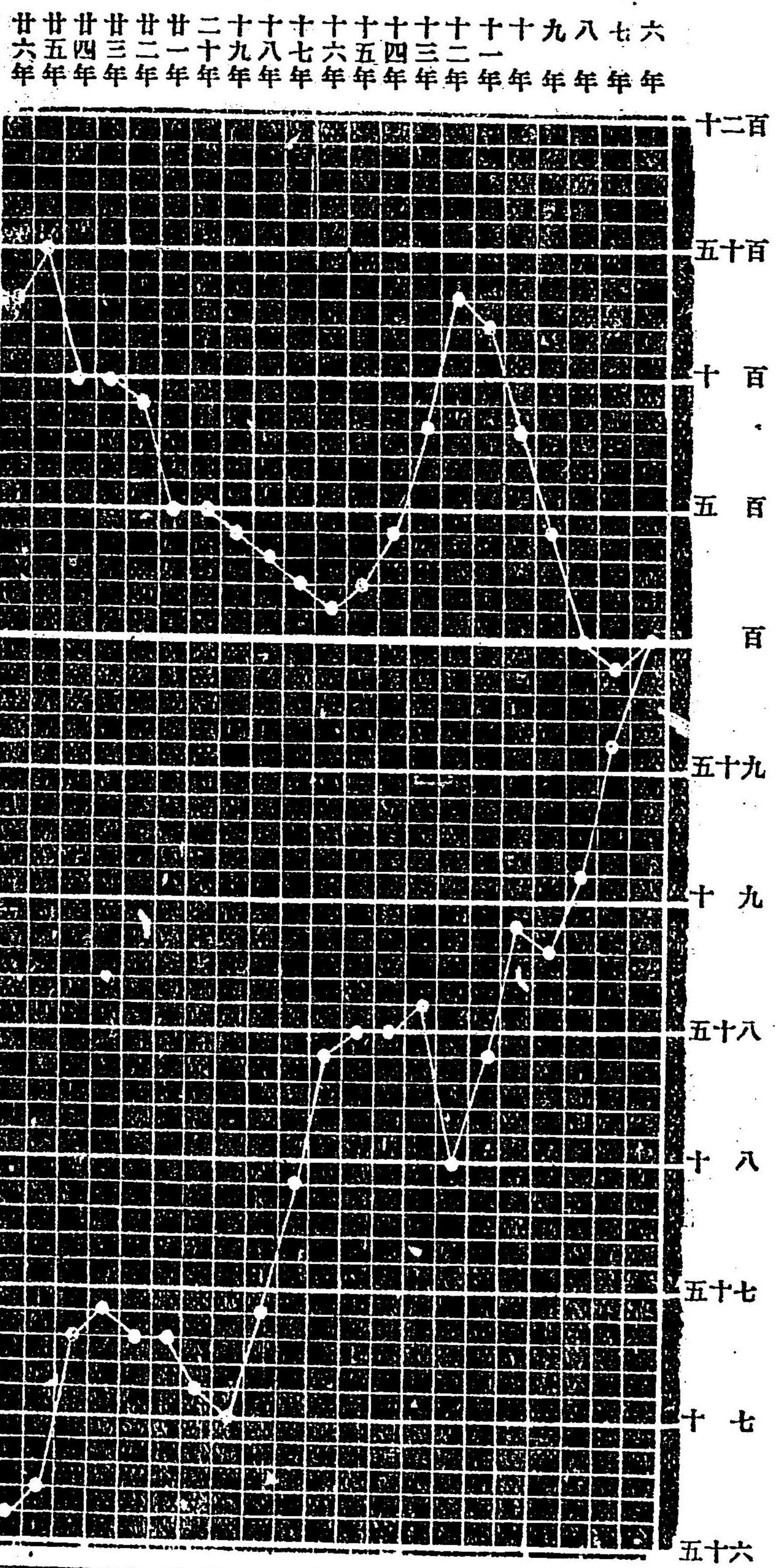


世間往々説を爲すものあり、曰く金は銀に勝れりと、然りと雖も試みに此人に向ひて「吾子は銀價の二百圓と金貨の百圓と何れを擇ぶや」と問は、此人は必ず答ふべし、曰く銀貨の二百圓は金貨の百圓に勝れりと、

然れば則ち人の欲する所は、金にもあらず、銀にもあらず、多量の價格にあるとを知るべし、銀は賤しと雖も、金は貴しと雖も、銀の二百圓は金の百圓よりも價值あるべきなり、豈に獨り金銀のみ然らんや、譬へば牛、馬、没、廢、鼓の皮の如きものと雖も、其の多量は金銀球の量よりも價值多くして人の貴重する所なるべし、

其れ此の如し、故に金を以て銀に勝れりと爲すは、淺見のみ、齒牙に懸るに足らざるなり、經濟學者の眼光に映する所に於ては、金も銀も、同價は則ち同價なり、故に之を貨幣に鑄造するに就いても、金必ずしも是なりと云はず、銀必ずしも非なりとは云はず、唯々其價值の動搖せざるものを以て是とし、動搖するものを以て非とすべきなり、

近時金銀比價變動の成跡に就いて觀察するに金の價値の銀より變動多きとは昭々たり、我貨幣制度調査會は之を調査し左の一表を得たり、



故に統計上に於ては金は銀より變動多き貨幣なりとす、之を如何ぞ變動少き銀を捨て、變動多き金を執るとをせん、

然りと雖も余は物價調査を以て大に信據すべき標準とは言はざるなり、抑も物價の調査たる其高低種々なるを以て其成跡をして高からしめんと欲せば、高からしむるを得べく、之をして低からしめんと欲せば、低からしむるを得べければなり、試みに見よ、我邦近時の如き物價騰貴の場合に於ても其相場低落せるものを求めば、其數随分少なからざるべし、其れ然り故に物價を標準として金銀價格の高低を知らんと欲せば、貨物の中最も多額の産出あるもの多數を擇み之を精査せざるべからず、然るも尙ほ計算の方法に據りては、異様の計數を發するとあるべし、何となれば年々決して同一の貨物なければなり、譬へば生絲若くは米の如きものと雖も、年々決して同種類の相場なければ、異種類の生絲若くは米の相場を對照するとは勢の止むを得ざるとなればなり、故に立法者若くは經濟學者に於ては、物價表は唯々參考として觀察すべきなり、事實を知らんと欲せば商業の盛衰、物産の増減を精査せざるべからず、抑も金銀比價の變動せしより、金貨を本位とせる諸國の商業製産は非常の困難を蒙れり、之に反し銀貨を本位とせる諸國の商業製産は非常の利益を得たり、是れ實に争ふべからざる事實にして、何

人も異議を容る能はざる所なり、然るに今や時勢は反對の點に向へり、明治六年以後世界の金價は唯だ單に騰貴の一點にのみ傾きたりしが、明治二十八年以後は金價は下落し銀價は騰貴せり、米國の爲替が四十七弗五十仙より五十一弗七十五仙に上り、金價の相場は二百四圓五十錢より百九十二圓となれり、去れば近時英米諸國の商況は大に恢復し金利も大に騰貴し輸出も大に増加せるに至れり、我日本の輸出貿易の不利なるは償金取寄の場合に際するを以て其例と爲すべからずとするも、思ふに支那墨士哥の如き銀貨國の貿易も大に不利を蒙りたるなるべしと信ず、

余は今敢て米國、シベリヤ、壕洲等の金鑛の産出の多額なるを説明するの必要なし、之を經濟學の原理に徴するも、世界諸國の金銀比價が金一銀十五なりしとは極めて久しきとて別表に示すが如し、然るに明治六年以後歐米諸國に於て金價本位を決行し、人爲を以て俄に金價を騰貴し、銀價を下落せしと故、一時金銀比價をして金一銀三十餘に至らしめしと雖も、天定まれば必ず人に勝つ、必ず金の産出増加し、銀の産出減少し、漸く舊時の比價に復せんとするや疑ふべからざるなり、况んや歐米諸國亦人爲を以て其勢を促さんとするの傾きあるに於てをや、金貨本位を制定するに當りて金銀比價を公定するとは最も慎重を要するととす、左の一表は以て金價下落の事實を證すべき也、

年		次		市價ニテ金一ニ對スル銀ノ比例			
日本曆	西曆	日本	倫敦	日本曆	西曆		
慶長十六年	一六一一年	一一、四九	一四、九四	安永二年	一七七三年	一一、六二	一四、六二
貞享元年	一六八四年	一一、八九	一四、八三	天明四年	一七八六年	一一、八〇	一四、七二
全禄四年	一六八七年	一一、八九	一四、八三	天明六年	一七八八年	一一、七〇	一四、九六
元禄六年	一六九三年	一一、八九	一四、八三	寛政元年	一七九二年	一一、二九	一四、七五
全禄七年	一六九四年	一一、八九	一四、八三	寛政二年	一七九三年	一一、〇六	一四、七五
全禄八年	一六九五年	一一、八九	一四、八三	寛政三年	一七九四年	一一、〇六	一四、七五
全禄九年	一六九六年	一一、八九	一四、八三	寛政四年	一七九五年	一一、〇六	一四、七五
全禄十年	一六九七年	一一、八九	一四、八三	寛政五年	一七九六年	一一、〇六	一四、七五
全禄十一年	一六九八年	一一、八九	一四、八三	寛政六年	一七九七年	一一、〇六	一四、七五
全禄十二年	一六九九年	一一、八九	一四、八三	寛政七年	一七九八年	一一、〇六	一四、七五
全禄十三年	一七〇〇年	一一、八九	一四、八三	寛政八年	一七九九年	一一、〇六	一四、七五
全禄十四年	一七〇一年	一一、八九	一四、八三	寛政九年	一八〇〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄十五年	一七〇二年	一一、八九	一四、八三	寛政十年	一八〇一年	一一、〇六	一四、七五
全禄十六年	一七〇三年	一一、八九	一四、八三	寛政十一年	一八〇二年	一一、〇六	一四、七五
全禄十七年	一七〇四年	一一、八九	一四、八三	寛政十二年	一八〇三年	一一、〇六	一四、七五
全禄十八年	一七〇五年	一一、八九	一四、八三	寛政十三年	一八〇四年	一一、〇六	一四、七五
全禄十九年	一七〇六年	一一、八九	一四、八三	寛政十四年	一八〇五年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十年	一七〇七年	一一、八九	一四、八三	寛政十五年	一八〇六年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十一年	一七〇八年	一一、八九	一四、八三	寛政十六年	一八〇七年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十二年	一七〇九年	一一、八九	一四、八三	寛政十七年	一八〇八年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十三年	一七一〇年	一一、八九	一四、八三	寛政十八年	一八〇九年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十四年	一七一一一年	一一、八九	一四、八三	寛政十九年	一八一〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十五年	一七一二二年	一一、八九	一四、八三	寛政二十年	一八一一一年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十六年	一七一三三年	一一、八九	一四、八三	寛政二十一年	一八一二二年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十七年	一七一四四年	一一、八九	一四、八三	寛政二十二年	一八一三三年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十八年	一七一五五年	一一、八九	一四、八三	寛政二十三年	一八一四四年	一一、〇六	一四、七五
全禄二十九年	一七一六六年	一一、八九	一四、八三	寛政二十四年	一八一五五年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十年	一七一七七年	一一、八九	一四、八三	寛政二十五年	一八一六六年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十一年	一七一八八年	一一、八九	一四、八三	寛政二十六年	一八一七七年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十二年	一七一九九年	一一、八九	一四、八三	寛政二十七年	一八一八八年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十三年	一七二〇年	一一、八九	一四、八三	寛政二十八年	一八一九九年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十四年	一七二一年	一一、八九	一四、八三	寛政二十九年	一八二〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十五年	一七二二年	一一、八九	一四、八三	寛政三十年	一八二一年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十六年	一七二三年	一一、八九	一四、八三	寛政三十一年	一八二二年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十七年	一七二四年	一一、八九	一四、八三	寛政三十二年	一八二三年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十八年	一七二五年	一一、八九	一四、八三	寛政三十三年	一八二四年	一一、〇六	一四、七五
全禄三十九年	一七二六年	一一、八九	一四、八三	寛政三十四年	一八二五年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十年	一七二七年	一一、八九	一四、八三	寛政三十五年	一八二六年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十一年	一七二八年	一一、八九	一四、八三	寛政三十六年	一八二七年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十二年	一七二九年	一一、八九	一四、八三	寛政三十七年	一八二八年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十三年	一七三〇年	一一、八九	一四、八三	寛政三十八年	一八二九年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十四年	一七三一年	一一、八九	一四、八三	寛政三十九年	一八三〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十五年	一七三二年	一一、八九	一四、八三	寛政四十年	一八三一年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十六年	一七三三年	一一、八九	一四、八三	寛政四十一年	一八三二年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十七年	一七三四年	一一、八九	一四、八三	寛政四十二年	一八三三年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十八年	一七三五年	一一、八九	一四、八三	寛政四十三年	一八三四年	一一、〇六	一四、七五
全禄四十九年	一七三六年	一一、八九	一四、八三	寛政四十四年	一八三五年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十年	一七三七年	一一、八九	一四、八三	寛政四十五年	一八三六年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十一年	一七三八年	一一、八九	一四、八三	寛政四十六年	一八三七年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十二年	一七三九年	一一、八九	一四、八三	寛政四十七年	一八三八年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十三年	一七四〇年	一一、八九	一四、八三	寛政四十八年	一八三九年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十四年	一七四一年	一一、八九	一四、八三	寛政四十九年	一八四〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十五年	一七四二年	一一、八九	一四、八三	寛政五十年	一八四一年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十六年	一七四三年	一一、八九	一四、八三	寛政五十一年	一八四二年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十七年	一七四四年	一一、八九	一四、八三	寛政五十二年	一八四三年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十八年	一七四五年	一一、八九	一四、八三	寛政五十三年	一八四四年	一一、〇六	一四、七五
全禄五十九年	一七四六年	一一、八九	一四、八三	寛政五十四年	一八四五年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十年	一七四七年	一一、八九	一四、八三	寛政五十五年	一八四六年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十一年	一七四八年	一一、八九	一四、八三	寛政五十六年	一八四七年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十二年	一七四九年	一一、八九	一四、八三	寛政五十七年	一八四八年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十三年	一七五〇年	一一、八九	一四、八三	寛政五十八年	一八四九年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十三年	一七五〇年	一一、八九	一四、八三	寛政五十九年	一八五〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十四年	一七五一年	一一、八九	一四、八三	寛政六十年	一八五一年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十五年	一七五二年	一一、八九	一四、八三	寛政六十一年	一八五二年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十六年	一七五三年	一一、八九	一四、八三	寛政六十二年	一八五三年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十七年	一七五四年	一一、八九	一四、八三	寛政六十三年	一八五四年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十八年	一七五五年	一一、八九	一四、八三	寛政六十四年	一八五五年	一一、〇六	一四、七五
全禄六十九年	一七五六年	一一、八九	一四、八三	寛政六十五年	一八五六年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十年	一七五七年	一一、八九	一四、八三	寛政六十六年	一八五七年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十一年	一七五八年	一一、八九	一四、八三	寛政六十七年	一八五八年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十二年	一七五九年	一一、八九	一四、八三	寛政六十八年	一八五九年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十三年	一七六〇年	一一、八九	一四、八三	寛政六十九年	一八六〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十四年	一七六一年	一一、八九	一四、八三	寛政七十年	一八六一年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十五年	一七六二年	一一、八九	一四、八三	寛政七十一年	一八六二年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十六年	一七六三年	一一、八九	一四、八三	寛政七十二年	一八六三年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十七年	一七六四年	一一、八九	一四、八三	寛政七十三年	一八六四年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十八年	一七六五年	一一、八九	一四、八三	寛政七十四年	一八六五年	一一、〇六	一四、七五
全禄七十九年	一七六六年	一一、八九	一四、八三	寛政七十五年	一八六六年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十年	一七六七年	一一、八九	一四、八三	寛政七十六年	一八六七年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十一年	一七六八年	一一、八九	一四、八三	寛政七十七年	一八六八年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十二年	一七六九年	一一、八九	一四、八三	寛政七十八年	一八六九年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十三年	一七七〇年	一一、八九	一四、八三	寛政七十九年	一八七〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十四年	一七七一年	一一、八九	一四、八三	寛政八十年	一八七一年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十五年	一七七二年	一一、八九	一四、八三	寛政八十一年	一八七二年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十六年	一七七三年	一一、八九	一四、八三	寛政八十二年	一八七三年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十七年	一七七四年	一一、八九	一四、八三	寛政八十三年	一八七四年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十八年	一七七五年	一一、八九	一四、八三	寛政八十四年	一八七五年	一一、〇六	一四、七五
全禄八十九年	一七七六年	一一、八九	一四、八三	寛政八十五年	一八七六年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十年	一七七七年	一一、八九	一四、八三	寛政八十六年	一八七七年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十一年	一七七八年	一一、八九	一四、八三	寛政八十七年	一八七八年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十二年	一七七九年	一一、八九	一四、八三	寛政八十八年	一八七九年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十三年	一七八〇年	一一、八九	一四、八三	寛政八十九年	一八八〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十四年	一七八一年	一一、八九	一四、八三	寛政九十年	一八八一年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十五年	一七八二年	一一、八九	一四、八三	寛政九十一年	一八八二年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十六年	一七八三年	一一、八九	一四、八三	寛政九十二年	一八八三年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十七年	一七八四年	一一、八九	一四、八三	寛政九十三年	一八八四年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十八年	一七八五年	一一、八九	一四、八三	寛政九十四年	一八八五年	一一、〇六	一四、七五
全禄九十九年	一七八六年	一一、八九	一四、八三	寛政九十五年	一八八六年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百年	一七八七年	一一、八九	一四、八三	寛政九十六年	一八八七年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零一年	一七八八年	一一、八九	一四、八三	寛政九十七年	一八八八年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零二年	一七八九年	一一、八九	一四、八三	寛政九十八年	一八八九年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零三年	一七九〇年	一一、八九	一四、八三	寛政九十九年	一八九〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零四年	一七九一年	一一、八九	一四、八三	寛政一百年	一八九一年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零五年	一七九二年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零一年	一八九二年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零六年	一七九三年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零二年	一八九三年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零七年	一七九四年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零三年	一八九四年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零八	一七九五年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零四年	一八九五年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百零九年	一七九六年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零五年	一八九六年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十年	一七九七年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零六年	一八九七年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十一年	一七九八年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零七年	一八九八年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十二年	一七九九年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零八	一八九九年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十三年	一八〇〇年	一一、八九	一四、八三	寛政一百零九年	一九〇〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十四年	一八〇一年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十年	一九〇一年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十五年	一八〇二年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十一年	一九〇二年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十六年	一八〇三年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十二年	一九〇三年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十七年	一八〇四年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十三年	一九〇四年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十八年	一八〇五年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十四年	一九〇五年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百一十九年	一八〇六年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十五年	一九〇六年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十年	一八〇七年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十六年	一九〇七年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十一年	一八〇八年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十七年	一九〇八年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十二年	一八〇九年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十八年	一九〇九年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十三年	一八一〇年	一一、八九	一四、八三	寛政一百一十九年	一九一〇年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十四年	一八一一一年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十年	一九一一年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十五年	一八一二二年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十一年	一九一二年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十六年	一八一三三年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十二年	一九一三年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十七年	一八一四四年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十三年	一九一四年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十八年	一八一五五年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十四年	一九一五年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百二十九年	一八一六六年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十五年	一九一六年	一一、〇六	一四、七五
全禄一百三十年	一八一七七年	一一、八九	一四、八三	寛政一百二十六年	一九一七年	一一、〇六	一四、七五

年	日本		西		日本		倫敦	
	日本	西	日本	倫敦	日本	倫敦	日本	倫敦
文久二年	一八六二年	一八六二年	一九三六	一五三五	明治十二年	一八七九年	一七八七	一八四〇
全三年	一八六三年	一八六三年	二一八四	一五三七	全十八年	一八八五年	一八六六	一九四〇
元治元年	一八六四年	一八六四年	二二七五	一五三七	全十九年	一八八六年	二〇一五	二〇七八
慶應元年	一八六五年	一八六五年	二六七一	一五四七	全二十年	一八八七年	二〇九六	二一七三
全二年	一八六六年	一八六六年	二九八四	一五四三	全廿二年	一八八九年	二一三三	二二一〇
全三年	一八六七年	一八六七年	三三九九	一五五七	全廿三年	一八九〇年	一九七六	一九四七
明治元年	一八六八年	一八六八年	一六三八	一五九	全廿四年	一八九一年	二〇四二	二〇九二
全二年	一八六九年	一八六九年	一五二〇	一五六〇	全廿五年	一八九二年	二二七八	二二七二
全三年	一八七〇年	一八七〇年	一五二〇	一五五七	全廿六年	一八九三年	二五九七	二六四七
全四年	一八七一年	一八七一年	一五五五	一五九二	全廿七年	一八九四年	三〇九四	三二五七
全五年	一八七二年	一八七二年	一五八二	一六一七	全廿八年	一八九五年	三三〇七	三三五六
全六年	一八七三年	一八七三年	一六八二	一七八八	全廿九年	一八九六年	三〇六五	三二〇五
全七年	一八七四年	一八七四年	一七〇三	一七九四	全卅年(二月)	一八九七年	三二〇五	三二〇五
全八年	一八七五年	一八七五年	一七〇三	一七九四				
全九年	一八七六年	一八七六年	一七〇三	一七九四				
全十年	一八七七年	一八七七年	一七〇三	一七九四				
全十一年	一八七八年	一八七八年	一七〇三	一七九四				

備考 本表は主として大日本貨幣史吹塵録及舊金銀貨幣價格表に據り倫敦相場は米國造幣局長年報書并横濱正金銀行報告及び近時の相場表に據りしものなり

金銀の産出高及び複本位制の作用

世人往々複本位制を以て全く學者の腦中に畫ける一空想なりと思惟するものあり而して世界諸國は大約金銀複本位制なりしとを知らざるなり、明治六年以前に於て世界の諸國中金貨單本位制を採用せるものは唯英國のみにてありき而して一八一六年以前に於ては英國も亦複本位制にてありしなり當時諸國の幣制は敢て協議に基けるにあらずと雖も各々自ら金銀の二貨を法貨として無限に之を

通用せり是に於て平千五百年の半頃には南米ポトシの銀鑛發見あり千八百年の初には墨西哥銀鑛の發見あり一時銀の産出非常の巨額を爲したりと雖も金銀比價は爲に變動せざりしと前號の表に示せるが如し是れ何の爲ぞ産出したる銀塊は銀貨となりて直に吸收せられ以て其價格を下落するに至らずして而して金貨は却て銀貨に其需用を奪はれて金塊となりて市場に下るが爲めなり一八五〇年より同六〇年に至るまで濠洲及びカリホルニアの金鑛の産出一時非常の盛況を呈したり然り而して當時金價決して下落の景況を示さざりき是れ亦他の理由あるにあらず産出したる金塊は直に金貨となり吸收せられ以て其價格を下落するに至らずして而して銀貨は却て金貨の爲に其功用を奪はれ銀塊となりて市場に下るべければなり、故に明治六年以前に於ては或ひは銀の産出非常に巨額なりしとあり或ひは金の産出非常に巨額なりしとありと雖も複本位制の作用に因りて金銀の比價を變動するに至らずして止むを得たりしなり萬國複本位の事豈に空想ならんや、然るに明治六年日爾曼帝國が佛國より受取りたる償金五十億法を基金として金貨本位制を其邦内に施行し從來通用貨幣たりし銀貨を排斥せしより以來銀價は大に下落し先づ北に流れて和蘭丁抹に往けり和蘭丁抹は元來専ら銀貨を本位としたりしが是

に至り其下落に耐へずして金貨本位制を採れり、是れ亦明治六年の事なり、是に於て日爾曼邦内に下落したる銀塊は西に流れて羅典同盟諸國に入れり、羅典同盟國とは佛蘭西、伯爾義、瑞士、希臘、伊太利等の諸國にして一八六五年以後貨幣同盟を行ひ、金一銀十五半の割合を以て複本位制を採れるものなり、去れば日爾曼に於て下落したる銀塊は滔々として羅典同盟國の造幣局に集まれり、是れ銀貨に改造すれば直に金一銀十五半の割合を以て金貨と交換するを得なければなり、明治五年以前に於ては佛蘭西伯爾義の造幣局の製造額は少額に止まりしが、明治六年には佛蘭西は一億五千四百六十餘萬フランク、伯爾義は一億一千七十萬フランクの銀貨製造を依頼せられたり、伊太利の如き紙幣國すら巨額の製造請願者を見るに至れり、是に於て羅典同盟國は其國の金貨全く日爾曼に吸収せられんとを恐れ、數々製造高を制限したりしが、終に明治十二年に至りて全く銀貨製造を停止するとせり、英國は一八一六年以後純然たる金貨國なりしを以て、銀塊は多く此國に入る能はざるなり、是に於て歐洲の銀貨は金貨に比して非常に下落し、東洋なる印度支那日本等に流出するの外行くべきの途なきことなれり、然り而して明治十二年には北米合衆國に於て兌換制度を建て、金貨を以て本位と定めたり、明治十六年には伊太利に於て金貨を以て兌換制度を建つるあり、斯く金貨は益々需用を増し、銀貨は益々需要を減じ、明治廿二年の頃には我金貨百圓の相場は銀貨百三十圓餘となれり、

是より先き米國は金貨本位を定めたりと雖も、其邦に銀鑛多きを以て銀價下落に就いては最も困難を感じたり、故に明治十一年より以後ブランド條例として毎月二百萬弗以上四百萬弗迄の銀塊を購入し之を銀貨に製造する方法を定めたりしが、此法も尙ほ銀價の下落を防ぐ能はざりしを以て、明治二十三年に至り毎月四百五十萬オンスの銀貨を製造すると定めたり、是れ世にシヤーマン條例と稱するものなり、斯く巨額の銀貨を製造する議案合衆國に制定せられたるが爲に、明治二十三年には金價は一時大に下落し、我邦の相場に於ても百六圓五十錢とまで下りしが、素とより投機的恐怖心より茲に至りしものなりしを以て、明治二十四年以後二十六年に至る三年間に再び百五十圓となれり、

斯く金價の騰貴するに及びて最も困難を感じしものは東印度政府なり、元來東印度政府は英國に公債を負ふと極めて巨額なり、是れ皆金貨公債なり、又其政府に奉職する英人は皆英貨を以て其給料を定めらるゝと雖も、實は往時の爲替を以て定めたる銀貨にて支拂はるものなり、故に銀價下落に對し非常の苦情を申立てたり、是に於て東印度政

府は非常に財政の困難を感じ、數々租税を増して以て其窮を救ひたりと雖も、能く之を償ふ能はざりしを以て、英國政府に説きて複本位制を施行せんとしたれども其言行はれざるが爲に、終に明治二十六年を以て銀貨自由鑄造を廢止し、ルーペーを以て英貨十六片と定め、爾後變動なからしめんとせり、是れ六月二十六日の事なり、此時合衆國に於てはクリッヅランド氏新に大統領となりて、シャーマン購銀條例に反對し、終に同年十月三十日を以て之を廢止せり、是に於て金價騰貴銀價下落の勢は極點に達し、此年には金貨百八十餘圓に騰貴し、明治二十八年二月には二百八圓の相場を示すに至れり、

金銀の比價此の如く變動するに及びて、歐米金貨本位國の經濟は非常の慘狀を呈せり、英國の諸製造場は凡て不景氣にして石炭礦若くは船渠會社には同盟罷工あり、日耳曼には農民の穀物下落を歎き政府に哀訴するものあり、伊太利には「アンチタックス、リィ」(納税反對同盟)なるもの起るに至れり、米佛其他亦其慘狀を同うせり、是に於て金貨本位に反對し、萬國複本位制を立て銀貨を採用し物價を騰貴して以て其慘狀を救治せんと欲するの聲は朝野に滿てり、

歐米諸國の政府が調査委員會を設けて之を調査せしめたるも此時なり、經濟學者統計

學者等が熱心に其弊害のある所以を研究したるも此時なり、是に於て、乎世人は初めて金貨單本位制の完全なる制度にあらざることを發見し、うしと見し世ぞ今は戀しきの悔を爲して萬國複本位制の昔を忍ぶ有様となれるなり、去れば明治六年以前にありて世界の經濟學者は大約金貨單本位論者なりしが、此慘狀に接したりし以後は大約萬國複本位論者となりて、今日に於ては金單本位論を主持するものは殆ど片影をも遺さざる有様となれり、

我政府が明治二十六年に於て貨幣制度調査會を起したる頃は歐米諸國が金貨本位の爲に大に苦しみ、銀貨國が大に利益せる時にてありき、是に於て乎委員會に於ても金貨論の如きは其勢力極めて微にして直に決行せんと論じたるものは實に阪谷芳郎氏一人のみにてありき、從ひて阪谷氏の實施方法に關しても詳細に研究して駁撃したるものは一人もなかりしなり、

然るに爾來金銀の比價は反對の景況を呈し、明治二十八年に於て二百八圓なりし金貨は今や百九十二圓に下落し、歐米金貨國の物價も稍々上向となり、其貿易も稍々活氣を帯ぶるに至れり、余は今日に於て銀貨國なる支那墨西哥の商況如何を聞くを得ずと雖も、金貨國なる印度の茶況大に振ふを見れば、支那の輸出貿易は大に抑制を受くる所

あらん歟、我日本の如きは償金取寄の時機に際するを以て、輸入の増加し輸出の沮喪するは素とより止むを得ざることなりと雖も、一には銀價騰貴の影響を受けたるものなしとも云ふべからざるなり、故に歐米に於ける金貨本位を責むるの聲は近時大に減少し我邦に於て銀貨本位を喜ぶの聲も亦大に衰凋せり、是れ豈に今日我政府に於て新に金貨本位を定めんとするに當りて反對の聲の大に揚らざる所以なる乎、然りと雖も今日の金銀比價を標準とし金一銀三十二餘を以て新に金貨を製造せんとするに至りては豈に其れ輕舉にあらざるなきを得んや、

左の一表は金銀産出高を示すものなり、

萬國金産出高

(但し圓位以下は切捨つ)

日	本	西	洋	次	期	間	均	各	累
年	年	年	年	年	年	年	年	年	計
自明應二年	至永正十七年	自一四九三年	至一五二〇年	廿八ヶ年	間	三、八六六、六九五	一〇八、二六七、四八〇		
自大永元年	至天文十三年	自一五二一年	至一五四四年	廿四ヶ年	間	四、七七三、三六九	二二、三八八、三三〇		
自天文十四年	至永祿三年	自一五四五年	至一五八〇年	三十六ヶ年	間	五、六七三、三七五	三三、三六二、三三六		
自永祿四年	至天正八年	自一五六一一年	至一五八〇年	十六ヶ年	間	四、五六〇、〇三四	四〇、四八〇、〇三四		
自天正九年	至慶長五年	自一五八一年	至一六〇〇年	二十ヶ年	間	四、九二〇、〇三六	五〇、三三〇、三七八		
自慶長六年	至元和六年	自一六〇一年	至一六二〇年	二十ヶ年	間	五、六八〇、〇四二	六一、六一〇、四三〇		
自元和七年	至寬永十七年	自一六二一年	至一六四〇年	二十ヶ年	間	五、五三三、三七四	七二、七四七、一三三		
自寬永十八年	至萬治三年	自一六四一年	至一六六〇年	二十ヶ年	間	五、八四六、七二〇	八四、四〇六、三四四		
自寬文元年	至延寶八年	自一六六一一年	至一六八〇年	二十ヶ年	間	六、七三三、三七九	九六、七三三、九三八		

日	本	西	洋	次	期	間	均	各	累
年	年	年	年	年	年	年	年	年	計
自天和元年	至元祿十三年	自一六八一年	至一七〇〇年	二十ヶ年	間	七、一七六、七三〇	一一、一〇八、三三〇		
自元祿十四年	至享保五年	自一七〇一年	至一七二〇年	二十ヶ年	間	八、五四六、七三〇	一九、一〇八、三三〇		
自享保六年	至元文五年	自一七二一年	至一七四〇年	二十ヶ年	間	一一、七二〇、〇九五	三〇、八二八、三三〇		
自寶曆元年	至寶曆十年	自一七四一年	至一七六〇年	二十ヶ年	間	一六、四〇六、七八九	四七、二三四、一一一		
自寶曆十一年	至安永九年	自一七六一一年	至一七八〇年	二十ヶ年	間	一三、八〇三、四三七	六一、〇三七、五四八		
自天明元年	至寛政十二年	自一七八一年	至一八〇〇年	二十ヶ年	間	一一、八五〇、〇八九	七二、一八七、六三七		
自天和元年	至文化七年	自一八〇一年	至一八二〇年	二十ヶ年	間	七、六三〇、〇五七	七九、八一七、六九四		
自文化八年	至文政三年	自一八二一年	至一八四〇年	二十ヶ年	間	九、四七七、四〇四	八九、二九五、一〇〇		
自文政四年	至天保元年	自一八四一年	至一八六〇年	二十ヶ年	間	一三、五二六、一〇一	一〇二、七七二、二〇一		
自天保二年	至同治元年	自一八六一年	至一八八〇年	二十ヶ年	間	一三、九二六、三三三	一一六、六九八、五三四		
自天保十二年	至嘉永三年	自一八八一年	至一八九〇年	十ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	一三〇、一九九、六四四		
自嘉永四年	至安政二年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、九二六、三三三	一四四、一二五、九七七		
自安政三年	至萬延元年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	一五七、六二五、〇七七		
自安政四年	至慶應元年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	一七二、一三五、一七七		
自文久元年	至慶應元年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	一八五、六三五、二七七		
自慶應二年	至明治三年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	一九九、一三五、三七七		
自明治四年	至同治八年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二一三、六三五、四七七		
自同治九年	至同治十三年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二二七、一三五、五七七		
自同治十四年	至同治十八年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二四一、六三五、六七七		
自同治十九年	至同治二十二年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二五五、一三五、七七七		
自同治二十年	至同治二十二年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二六九、六三五、八七七		
自同治二十一年	至同治二十二年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二八四、一三五、九七七		
自同治二十二年	至同治二十二年	自一八八一年	至一八八五年	五ヶ年	間	一三、五〇〇、一〇〇	二九八、六三五、一〇七七		

萬國銀産出高

(但し圓位以下は切捨つ)

金價は我壹圓金貨に據りて算定したるものなれば今日の相場にては其價格之に二倍すと知るべし

日本曆	西洋曆	期	各一ヶ年平均產出高	累計			
自明應二年	至永正十七年	自一四九三年	至一五二〇年	二十八	間	一九三七、二五八	五四、三四三、二八
自大永元年	至天文十三年	自一五二一年	至一五四四年	二十四	間	三、七二七、八八六	一四三、四七二、五二
自天文十四年	至永祿三年	自一五四五年	至一五八〇年	三十六	間	二、八四三、六〇九	三四八、九七〇、二六
自永祿四年	至天正八年	自一五六一一年	至一六〇〇年	二十	間	一、二三四、八六八	五九五、八六七、六三〇
自天正九年	至慶長五年	自一六〇一年	至一六〇〇年	十	間	一、七二六、六三三	九四一、一九四、一九九
自慶長六年	至元和六年	自一六〇一年	至一六四〇年	四十	間	一、七四三、二〇一	一、二八九、八二八、三三八
自元和七年	至寬永十七年	自一六〇一年	至一六四〇年	四十	間	一、六二三、三五〇	一、六一四、三三八、三五八
自寬永十八年	至萬治三年	自一六四一年	至一六八〇年	四十	間	一、五〇九、八二四	一、六一六、三三三、三一九
自寬文元年	至延寶八年	自一六六一年	至一七〇〇年	四十	間	一、三八九、〇五五	一、九四〇、六四、三八一
自元禄元年	至元禄十三年	自一六八一年	至一七〇〇年	二十	間	一、四〇九、二五三	二、四七五、九一四、八三三
自永祿十四年	至享保五年	自一七〇一年	至一七二〇年	二十	間	一、四〇九、二五三	二、七六九、〇五九、〇八六
自享保六年	至元文五年	自一七二一年	至一七四〇年	二十	間	一、七、七三三、三三三	三、二四、五三三、三四六
自寬保元年	至寶曆十年	自一七四一年	至一七六〇年	二十	間	二、九七五、三〇八	三、五九、〇三二、五二二
自寶曆十一年	至安永九年	自一七六一年	至一七八〇年	二十	間	二、六、九〇四、八〇五	四、〇二二、二七、六三三
自天明元年	至寛政十二年	自一七八一年	至一八〇〇年	二十	間	三、六、三三三、三三三	四、八二六、七九四、〇七七
自享和元年	至文化七年	自一八〇一年	至一八二〇年	二十	間	三、六、八五五、三〇五	五、九一五、三三、三三五
自文化八年	至文政三年	自一八一一年	至一八三〇年	二十	間	二、二八九、五九七	五、四一八、三三三、一一一
自文政四年	至天保元年	自一八二一年	至一八四〇年	二十	間	一、八、九八三、四八一	五、六〇八、〇七七、九二二
自天保二年	至同治三年	自一八三一年	至一八五〇年	二十	間	二、四、五八四、六三〇	五、八五三、九二四、三三四
自同治四年	至嘉永三年	自一八四一年	至一八五〇年	十	間	三、三、一六七、三四七	六、一七五、五九七、六九五
自嘉永四年	至安政二年	自一八五一年	至一八五〇年	十	間	三、六、五二四、一一七	六、三三八、二二八、二八〇
自安政三年	至萬延元年	自一八五一年	至一八五〇年	十	間	三、七、三〇二、一一一	六、五四四、七二八、八三九
自安政四年	至慶應元年	自一八五一年	至一八五〇年	十	間	四、五、三八七、四八五	六、七、一六六、二六五
自文久元年	至明治三年	自一八六一年	至一八七〇年	十	間	五、五、一九四、七五一	七、〇四七、六四〇、〇三二
自慶應二年	至明治三年	自一八六一年	至一八七〇年	十	間	八、一、七六二、六八八	七、四四三、三三二、三六五
自明治四年	至同治三年	自一八七一年	至一八七〇年	十	間	一〇、〇、九四五、一一〇	七、九五八、四九六、九六五
自同治四年	至同治三年	自一八七一年	至一八七〇年	十	間	一一、七、九五五、四六一	八、五四八、二七〇、二七〇

自明治十九年	至同二十二年	自一八八六年	至一八八九年	四年	間	一四六、九〇二、七二三	九、一三五、八八一、二五
同	同	同	同	同	同	一六五、二七四、三五八	九、三〇一、一五五、四八三
同	同	同	同	同	同	一八四、六〇七、六九二	九、四八五、七六三、一七六
同	同	同	同	同	同	一九九、〇〇〇、〇〇〇	九、六八四、七六三、一七六
同	同	同	同	同	同	二二三、〇〇〇、〇〇〇	九、八九七、七六三、一七六
同	同	同	同	同	同	二四七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一一二、四六三、一七六
同	同	同	同	同	同	二四七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三三六、二六三、一七六

銀價は我意圖銀に據りて算定したるものなれば即ち現今の相場なり
右二表を一覽すれば金の産出今日に至りて非常に増加したるを知るべし、將來金價豈に夫れ下落の虞なしと斷言するを得んや、

金貨本位制の三種

故に現今世界に於ける金貨本位制に三種あり、
第一は則ち英國の金貨本位制是なり、英國の金貨本位制は一磅以上は悉く金貨にして補助貨たる銀貨は四十シリング以上に法貨たるを得ず、蓋し金貨本位制としては最も完全なるものと稱すべし

第二は則ち、羅典同盟諸國、日爾曼帝國、及び北米合衆國に行はるゝものは是なり、羅典同盟諸國は現に前文に論辯せし如く元來複本位の國なりしが、日爾曼より銀地金の輸入多きを憂ひ、其自由造幣を停止したるものなり、故に從來無限に通用したりし銀貨は今日

と雖も尙ほ無限に通用せり、日爾曼帝國は明治三年に當りては英國の如く純然たる金貨單本位制を企圖したるものなり、然るに之を實行せんとするに當りて銀價非常に下落したりしかば、其後一タレール銀貨の通用を許せり、故に今日の制度は殆んど羅典同盟諸國に同じきものなり、

北米合衆國も亦金貨を本位として兌換制度を立てたりと雖も、一弗銀貨の無限の通用を許し金貨と併行せしむるものなり、

故に以上諸國は銀貨自由造幣を停止せる複本位制にして、銀貨は標本貨幣トイケンモネイたるか爲に、實際の通用貨幣はクレシヤム法の道理に基き多く銀貨を用ふるとす、

第三は則ち東印度に行はるゝもの是なり、此國は元來銀貨通用の國なりしか、金價騰貴の結果として財政上非常の困難を感せしかば、銀貨の自由製造を停止し、之をして金貨と連結せしめんとせり、然るに其國元來金貨なし、故に英國の金貨と爲替上に於て動搖なからしめんとせり、其方法たる若し英國金貨十六、ペンスペンスを持參するものあらば、印度政府は何時にても一ルーピーの銀貨を交付すべしとの主意なり、然れども實際に於て一ルーピーは十五ペンス許なり、故に此制度は自由造幣停止を以て銀貨の下落を防ぎ、十六ペンス交換を以て銀貨の騰貴を防きたる制度と見るの外なし、

金貨本位の制度以上の如し、故に英國は舊時の如く金一銀十四、五一九の割合を存するものなり、羅典同盟は舊時の如く金一銀十五、四二八の割合を存するものなり、日爾曼は舊時の如く金一銀十五、五〇二の制度を存するものなり、米國は舊時の如く金一銀十五、九八八の割合を存するものなり、東印度は新に金一銀二十一、五の割合を立つるものなり、然るに日本に於て金一銀三十二と三分一の新制を行はんとするは豈に夫れ新發明の方案たるなきを得んや、

新貨幣法の欠點

思ふに當局有司は必ず云はん、金一銀三十二の比價は必ず確實なるものならんと、然れども何を根據として此言を爲す乎、夫れ世界の金銀比價は記録なき時代より金一銀十五なりしにあらざや、金一銀十五の割合を離れて金貨の騰貴を示したるは僅に明治六年以後の事ならずや、金一銀三十二餘の相場を示したるは僅に明治二十八年の事に於て爾かも此相場は僅に一年を維持し今日は既に下落して金一銀三十一に至れるにあらずや、當局有司は何を根據として金一銀三十二と三分一の比價の永續すべきを保證する乎、何を根據として金一銀二十八、七餘の補助貨を危険なしと保證する乎、南亞弗利加の金鑛の産出の巨額なるは世に隱なき事實ならずや、米國チハダの銀鑛の

慘狀は蔽ふべからざるの事實ならずや、現に米國造幣局長の報告を以てするも、金の産出の増加は銀の産出の増加に比して巨額なるは明瞭ならずや、之を經濟の道理に照ずるも、世界の相場金一銀十五半なりしと久し、一朝金貨本位の流行に因りて之をして金一銀三十餘に至らしめしと雖も、天定まれは人に勝つ、必ずや金銀の利益増加し其産額増加し、銀鑛の利益減少し其産額減少し、終に金銀の比價をして再ひ舊に復せしむるなきを保せず、况んや歐米諸國に復本位論の勢力日に盛なるをや、

明治二十三年に於て米國シヤーマン條例の行はるや、金價は一時百六圓五十錢に下落し、日本銀行正金銀行の如きは非常の損失を蒙れり、若し今後此の如き事件の發するあらば、特に一圓銀貨の海外に流出するのみならず、五十錢以下の補助貨幣も亦悉く地に拂ひて去るべきなり、何となれば我金貨と補助貨との割合は今や金一銀二十八、七五三七となりしを以て本位金貨は補助貨よりも低落すべければなり、若し一朝此の如き變あらば吾人は人力車にも乗るを得ず、辨當をも買ふ能はざるべし、是れ亦可なり、今日十一圓の米價は更に騰貴して十五六圓となるべし、諸物價は凡て之を準して騰貴すべし、官吏労働者等の困窮は言ふまでもなく、衆議院議員の歳費も殆んど春雪の如く消ゆべし、國立銀行私立銀行の如きも、凡て皆な明治二十三年の日本銀行正金銀行たらんとす

るなり、茲に至りて我邦の財政は全く破壊せざるべからず、是れ實に我日本帝國の經濟事情を混亂するものなり、當局有司は曰く、好し他日萬國復本位制にして行はるゝとす、然れども、金貨本位制を行ひて以て之に移るを得策とすと、然れども、若し萬國復本位制にして行はるときは、金價下落して右の如き慘狀を呈するとなり、之に反し、金價にして更に騰貴し、銀價にして更に下落するとあらん乎、之を再言せば、金銀比價にして將來金一銀三十三以上に上らん乎、此制度は日本國を以て世界の爲に復本位の保償的作用を爲すものなり、譬へは香港、海上、シンガポール邊に流出する所の一圓銀貨は皆流れて日本に歸り、我金貨と交換して去るべし、是に於て銀貨鑄潰の舉措は始めて必用となるべし、抑も我政府は從來我銀貨をして東洋貿易の公貨たらしめんと、の政畧を執れり、而して其目的は今日に至りて稍々達するを得たり、故に我銀貨の東洋諸港に流通するもの極めて巨額なりとす、造幣局開設以來我銀貨の製造せらるゝもの殆んど一億五千萬圓に及ぶ、而して我内地に流通するものは五千萬圓に過ぎず、其餘は皆海外に流通するものなり、其中支那人の毀損したるものも少々ならざるべしと雖も、其歸來するもの亦數千萬圓に及ぶとを覺悟せざるべからず、而して此數千萬圓及び我邦存在の銀貨の中少くとも一千万圓を鑄潰さるる間は、我流通上には一片の金貨をも

見る能はざるべし、我政府が此際に於て流通上に金貨を顯はさんが爲に、銀貨鑄造事業を行ふの至難なるとは多辯を要せざるなり、獨乙のヒスマーの如きすら、最初は銀貨鑄造の策を行はんとしたれども中途にして廢止し銀貨保存に決したり、我政府も亦中途にして廢止するなき乎、若し果して金銀比價にして金一銀三十三以上に止まらば、此時既に標本貨幣となりたる銀貨を鑄造して地金となすは國庫に於て非常の損失あるのみならず、經濟世界に於ても大害ある事なり、夫れ銀貨排斥(Silver demonetization) 銀貨を本位より排斥すると云へるとは今日世界の經濟論に於ては殆んど論外の事なり、去れは阪谷氏が貨幣調査會に於て主張せし所の如きも決して一圓銀貨の廢棄を言はず、是れ氏は世界當今の學說を知るを以て假令ひ金貨本位を主張するも、銀貨排斥までを主張する能はざりしなり、然るに今原案に於て一圓銀貨の廢棄を見る所以のものは、是れ豈に此銀貨を保存するときは恰も日本一國を以て世界の複本位的作用を爲すか如き實あるとを悟られしに基くものならずや、畢竟第一に金一銀三十二餘の割合を以て金貨本位を行はんとしたるか爲に、終に心にもなき銀貨排斥をも實行せざるべからざるに至りしものならずや、夫れ世に銀貨排斥を云へる事ほど拙策なし、試みに日爾曼、羅典同盟、北米合衆國等をして悉く其銀貨を本位より排斥せしめよ、世界の金銀比價は果

して如何なる割合を示すべき乎、世界の貿易は單に金貨のみを以て序理し得べきものにあらざ、世界の金貨亦決して此の如き巨額なるにあらざ、故に銀貨排斥と云へるとは今日に於ては殆んど學者の口にする能はざるものなり、少々悪口かは知らぬども、氣の生きたる化物ならば引込むべき程時候遅れの貨幣説なり、故に阪谷氏と雖も之を主張する能はざりしなり、然るに今新制度に於て之を行はんとするは余の私に解する能はざる所なり、日本小なるか爲に之を行ふも世界に害なしと云ふなかれ、日本亦大商業を以て自ら期するものならずや、西諺に之あり、他人か己に加ふるを欲せざる所は吾之を爲すべからずと、夫れ銀貨排斥は歐米諸國か之を行ふを好まざるものなり、若し歐米諸國にして、之を行はし、日本は大害を蒙るとなり、故に日本亦之を行ひて歐米を苦むべからざるなり、

今一步を譲りて、銀貨排斥を以て止むを得ずとするも、我政府は何年間に能く之を一圓銀貨を廢棄するを得る乎、思ふに五年以内には此巨額なる銀貨を廢棄し交換したる能はざるべし、然らば則ち此年間は日本一國を以て世界の爲に複本位的作用を行ふの時に、金價下落せば、金貨來り、銀價下落せば、銀貨來り、出入紛雜せん、日本の如き小商業國にして此の如き制度を行はし、焉ぞ知らんや一朝にして金貨國となり一夕にして銀貨

國となるの變なきことを、五年間我經濟界をして此紛亂を侵さしむ、是れ余の私に危む所なり、

故に我國民にして果して金貨本位を望まば之を行ふも可なり、然れども決して銀貨排斥と云へるが如き拙策に出つからざるなり、畢竟新制度に於て此舉指を止むを得ずとするに至りしものは、金一銀三十一餘の市價に際し、金一銀三十二餘の公定比價を採らんとせしに基くなり、若し東印度の如く金の價格を市價より廉にし、銀貨自由造幣を停止せば、何ぞ必ずしも金貨を新造するに及ばんや、何ぞ必ずしも複本位的作用の危険を踐むに及ばんや、然るに金一銀三十二餘を以て公定比價と爲せしに因り、複本位的作用の起らんとを恐れて一圓銀貨の廢棄を止むを得ずとするに至りしならずや、毒を喫して又皿をも喫せんとす余私に執らざるなり、

故に余は茲に讀者に記憶を望まざるべからざるもの左の如し、

第一 金一銀二十八、七餘と云へる比價は僅に明治廿七年以後に現はれたるものにして之を根據として公定比價を立つるは最も危険なる事、

第二 金價にして下落せば一圓銀貨は鑄遣せずして獨り自ら海外に流出すと雖も、日本の經濟的界をして補助貨なき市場たらしむるの危険あると、

第三 金貨にして騰貴せば、海外に流出したる一圓銀貨は皆歸來し我金貨を奪去り、鑄潰の事は國庫に非常の損失を生ずるものとなる事、而して鑄潰さざる間は金貨は流通上に顯はれざる事、

熟々世界の氣勢を觀察するに、銀貨排斥の事は斷じて行はるべきにあらず、故に假令萬國複本位制の如きは行はるべからずとするも、現今日爾曼、羅典同盟、北米合衆國等に行はるゝが如き金貨本位制を以て、其銀貨造幣高を増加するの協議は必ず行はるべきなり、夫れ此等の諸國は現今と雖も尙ほ金一銀十五餘の舊比價に據りて銀貨をして無制限に通用せしむるものなり、故に其政府にして銀塊を買ひて銀貨を造るは非常に利益ある事業なりとす、此協議は豈に行はるべからざらんや、然らば則ち銀貨の恢復を旋さしむるなり、如何ぞ此際に立ちて新に金一銀三十二餘の公定比價を以て新制度を立つるとを要せんや、

故に日本國たるものは此際自ら貨幣制度を改めずして、萬國をして右の如く複本位制若くは銀貨自由造幣停止的金本位制を實行せしむるとを勉むべきとなり、此際金貨本位を行ふも可なり、然れども其金貨本位制たる宜く東印度の如く單に銀貨自由造幣を停止したるに止むべし、決して貨幣改造を決行すべからざるなり、

抑も新貨幣法は萬國貨幣的協議にして右の如く行はるゝときは、更に改正を必要とするものなり、若し夫れ金貨にして下落せば五十錢以下の補助貨幣は是非とも改造せざるべからず、然らば則ち是れ殆んど全貨幣の改造なり、抑も現に流通する所の銀貨を悉く排斥するのみならず、更に補助貨をも改造するの危険を踐みて一片も流通せざる金貨本位を行はんとするは、是れ豈に根本的大改革ならずや、銀貨國なる我國をして直に英國的金貨本位制を行はしめんとするとすら突飛なりと思はるゝに更に補助貨をも改造せんとするに至りては容易ならざるとならずや、

然り而して之を行ふの目的果して那處にある乎、物價騰貴せば國庫決して富まざるなり、金は銀に比して動搖多きは貨幣調査會の報告之を證明せり、商業は決して利せざるなり、然らば則ち此の如き危険を冒して決行したる結果は、單に白貨幣を變じて黃貨幣と爲したるに止まるならずや、

或ひは曰く此事公債募集に便なりと、然れども當局有司は決して之を目的とせざるべし、何となれば單に公債募集の爲めならば直に外債を募るを得策とす、若し外債を募れば四朱以下に募集するを得べし、何ぞ五朱公債を賣出すとをせんや、余を以て之を見れば五朱公債を外人に賣るは實に惜むべきにして、若し爲し得べくは寧ろ之を禁止せんことを望むものなり、

或ひは曰く外國爲替相場の動搖を避くるを得べしと、是れ一理あり、然れども英國が新に銀弗を製造して其殖民地たる香港シンガポールに通用せしむるを見よ、爲替相場の浮沈は決して此の如き大改革の理由となすを得ざるなり、况んや我邦の支那、香港、シンガポールとの爲替は將來動搖を免がれをるに於てをや、

結論

故に安全にして確實なる金貨本位制を立てんと欲せば、宜く左の如く修正すべし、

	原案	修正案
一 二十圓金貨幣	四四四四 <small>分</small>	同 上
二 十圓金貨幣	二二二二	同 上
三 五圓金貨幣	一一一一	同 上
四 五十錢銀貨幣	三五九四二	一七九七一 <small>分</small>
五 二十錢銀貨幣	一四三七七	七一八八
六 十錢銀貨幣	七七八八	三五九四

則ち補助銀貨を二分するとなり、然り而して現今の壹圓銀貨を二分したる量目を以て

新に壹圓銀貨を鑄造し之を無制限に通用すべし、然るときは銀貨排斥の事をも行はずして安全なる金貨本位制を立つるを得べきなり、然れども貨幣制度を改正するに當りて補助貨までを改鑄するとは實に容易ならぬ事なり、豈に現制を存するの勝れるに如かんや、但し急に金貨本位を採らんと欲せば彼の東印度が採用せし方法を採用するも可なり、試みに

金貨百圓を持參するものあらば、日本政府は之に百八十五圓の銀貨を交付すべしとの法律を施行し銀貨自由造幣を停止せよ、銀貨は以後銀價と共に下落するとなくして、而して又俄に騰貴するとなかるべし、若し將來萬國協議の行はるゝとありて金價俄に下落するとあらん乎、其時は更に其交換の割合を百五十圓とも百四十圓ともなすべきのみ、斯の如くして世界の金銀比價稍々靜定するの日を待つは豈に策の得たるものならずや、

然り而して余は此の如き場合に於ても貨幣改造の必要なきを見るものなり、夫れ歐米諸國は決して金一銀十五餘の舊比價を改めざるなり、故に我邦亦飽くまで金一銀十六餘の現制を保持して世界の變勢を待つべきなり、是れ余か國家に希望する所なり

明治三十年三月十九日印刷
 明治三十年三月廿二日發行

發行者

東京市京橋區彌左衛門町七番地
 會社名 經濟雜誌社

右代表者

東京市麴町區一番町二十七番地
 社員 望月二郎


印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
 秀英舎々員
 山本 鏡次郎

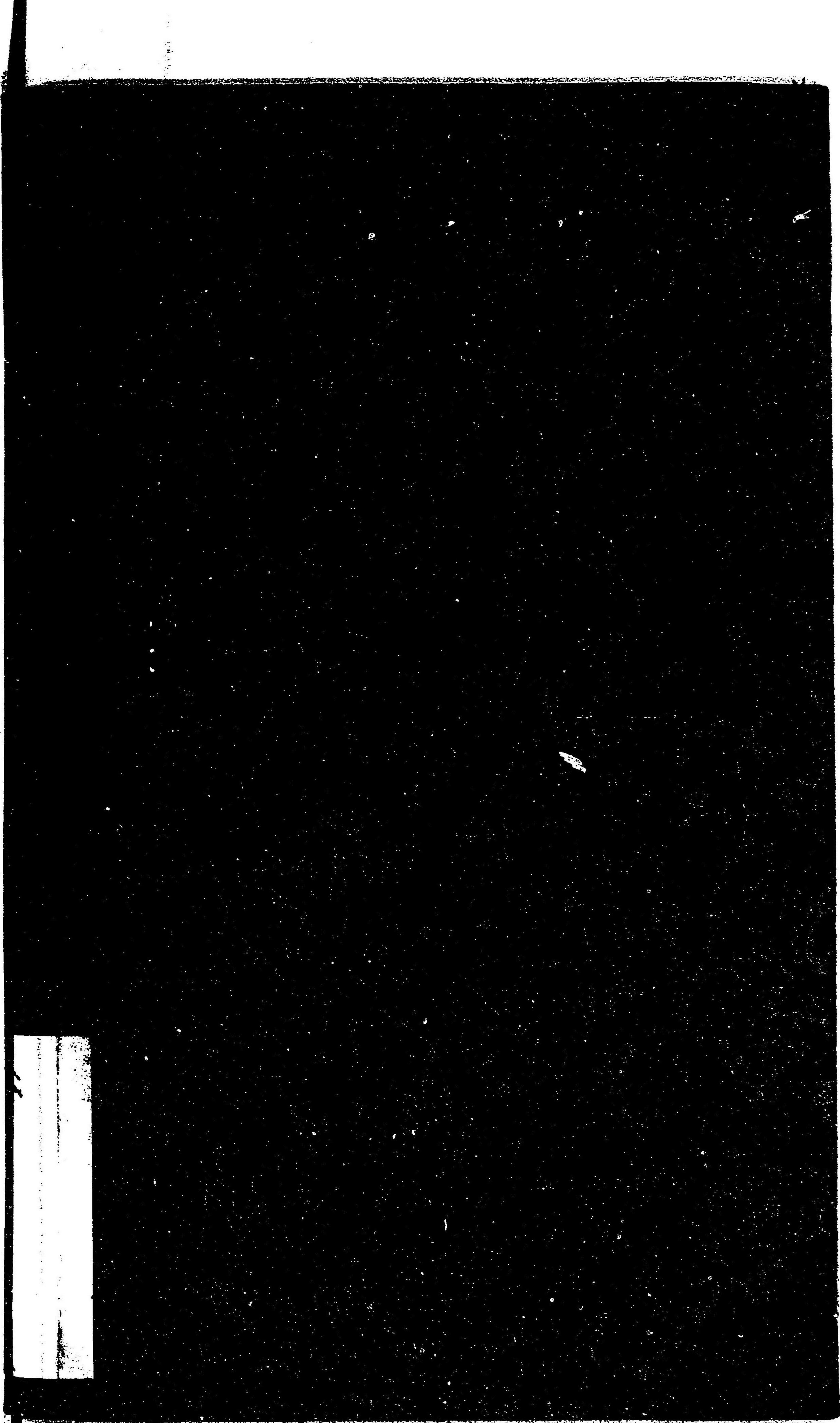
印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
 會社名 秀英舎





法
141



1

國と云ふの變なきことを、五年間我經濟界をして此紛亂を侵さしむ、是れ余の私に危む所なり、

故に我國民にして果して金貨本位を望まば之を行ふも可なり、然れども決して銀貨排斥と云へるが如き拙策に出つからざるなり、畢竟新制度に於て此舉指を止むを得ずとするに至りしものは、金一銀三十一餘の市價に際し、金一銀三十二餘の公定比價を探らんとせしに基くなり、若し東印度の如く金の價格を市價より廉にし、銀貨自由造幣を停止せば、何ぞ必ずしも金貨を新造するに及ばんや、何ぞ必ずしも複本位的作用の危険を踐むに及ばんや、然るに金一銀三十二餘を以て公定比價と爲せしに因り、複本位的作用の起らんとを恐れて一圓銀貨の廢棄を止むを得ずとするに至りしならずや、毒を喫して又皿をも喫せんとす余私に執らざるなり、

故に余は茲に讀者に記臆を望まざるべからざるもの左の如し、

第一 金一銀二十八、七餘と云へる比價は僅に明治廿七年以後に現はれたるものにして之を根據として公定比價を立つるは最も危険なる事、

第二 金價にして下落せば一圓銀貨は鑄造せずして獨り自ら海外に流出すと雖も、日本の經濟的界をして補助貨なき市場たらしむるの危険あると、

第三 金貨にして騰貴せば、海外に流出したる一圓銀貨は皆歸來し我金貨を奪去り、鑄造の事は國庫に非常の損失を生ずるものとなる事、而して鑄造さざる間は金貨は流通上に顯はれざる事、

熟々世界の趨勢を觀察するに、銀貨排斥の事は斷じて行はるべきにあらず、故に假令萬國複本位制の如きは行はるべからずとするも、現今日爾曼、羅典同盟、北米合衆國等に行はるゝが如き金貨本位制を以て、其銀貨造幣高を増加するの協議は必ず行はるべきなり、夫れ此等の諸國は現今と雖も尙ほ金一銀十五餘の舊比價に據りて銀貨をして無制限に通用せしむるものなり、故に其政府にして銀塊を買ひて銀貨を造るは非常に利益ある事業なりとす、此協議は豈に行はるべからざらんや、然らば則ち銀貨の恢復を旋さゝるなり、如何ぞ此際に立ちて新に金一銀三十二餘の公定比價を以て新制度を立つるを要せんや、

故に日本國たるものは此際自ら貨幣制度を改めずして、萬國をして右の如く複本位制若くは銀貨自由造幣停止的金本位制を實行せしむるを勉むべきとなり、此際金貨本位を行ふも可なり、然れども其金貨本位制たる宜く東印度の如く單に銀貨自由造幣を停止したるに止むべし、決して貨幣改造を決行すべからざるなり、